

吉川真司著

## 『律令官僚制の研究』

玉井 力

本書は近年注目すべき研究を次々と発表してこられた著者が、「政治の形式」の研究という視点から、ここ十年の間に公表した論文に新編を加えて再編集大成し、七世紀後半から十一世紀に及ぶ古代官僚制論を一貫した論理と緻密な論証のもとに展開された待望の書である。まず、目次及び内容をごく簡単に紹介する。

## (一)

## ◇序章 律令官僚制研究の視角

## ◇第一部 律令官僚制と官人社会

第一章 律令官僚制の基本構造、第二章 律令太政官制と合議制、第三章 律令国家の女官、第四章 藤原氏の創始と発展、

## ◇第二部 律令国家の政務と文書

第一章 勅符論、第二章 奈良時代の宣、第三章 申文刺文考、附論 左経記、第四章 上宣制の成立、第五章 外印請印考、

## ◇第三部 平安貴族政治の形成

第一章 律令官人制の再編過程、附論 儀式と文書、第二章

撰閣政治の転成、第三章 平安時代における女房の存在形態、第四章 女房奉書の発生、

以下、順を追って紹介して行こう。(なお、論のまとまりを優先して本来の章立てに従っていない部分がある)

## 第一部

第一章「律令官僚制の基本構造」では、官僚制論の枠組みが提示される。著者は石母田正氏の見解を批判的に継承しつつ、律令官僚制を律令官人制と律令官司制の統合と捉える。前者は君恩と奉仕の関係、後者は階級制、四等官制等による官司・官職の権限と統属の関係をさすが、この両者は有機的連関を有しつつも、全く原理を異にする」とされる。又、官司制における特例的な秩序の存在についても注目し、そこに大王とツカサの関係の遺制を見出している。

第二章「律令太政官制と合議制」では、早川庄八氏『日本古代官僚制の研究』(岩波書店)の批判を通じて、本書の基調の一つである「貴族制」論批判が展開される。ここでは、日本の太政官合議制は、大夫合議制の伝統の上に、唐の二種の合議制を太政官議に限定しつつ継受して成立したという点と、それはあくまで君主制を補完するもので、対立するものではないとする点が強調される。又、天皇対貴族という視点は有効性をもたないとされる。第二部第一章「勅符論」もこの主張と関わる論考である。基本史料の読みという点では、早川庄八氏と同じ認識を示すものの、同氏が大宝令勅符の発給手続きの中に議政官の不関与を推測し、その養老令での削除に議政官権限の増大を見出す点を厳しく批判する。

第三章「律令国家の女官」は、きわめてユニークな後宮論である。まず平安時代の関司奏及び内侍宣の分析を切り口として、八世紀までの内裏が天皇と宮人のみで構成されていたことを発見する。次いで、八世紀後半から男官の内裏伺候が日常化するといわゆる「開かれた内裏」が創出され、それがやがて後宮十二司の解体をもたらし、十世紀にもなると女房と男房（藏人）の分享のもとに中世的な後宮への再編が行われることを論じている。本論考は第三部第三章、第四章と深く関わっている。ここでは、順序を変えてそれらについてもまとめて述べておこう。第三部第三章「平安時代における女房の存在形態」は、第一部第三章の続編というべきで、女性勤仕者の中心となった女房の実態をやや視野を広めて「内の女房」（天皇の女房）「キサキの女房」「諸家の女房」に分類しつつ、多方面にわたって詳細に説明する。又、彼女達が夫や家族とも連携して権門に奉仕し、家司・受領・女房層ともいふべき社会階層を形成して、権門体制を支えて、王朝文学隆盛の原動力ともなったことを説く。第三部第四章「女房奉書の発生」は、従来鎌倉時代に成立すると言われていた女房奉書の実態を十世紀の王朝文学作品の中に検出し、その源流が九世紀に遡ること、社会的確立が十世紀後半であることを明らかにする。又、「開かれた内裏」成立、内侍宣の衰退、仮名文学の隆盛、権門体制の成立との深い関連性を論じる。

第四章「藤原氏の創始と発展」では、八世紀までの藤原氏の特徴は、儒教仏教を国家理念とする文明化路線を王権に密着しつつ、推進したところにあるとする。

## 第二部

### 第一章（先述）。

第二章「奈良時代の宣」は、八世紀の官司の特質を鋭く抽出する業績である。東大寺写経所に伝えられる宣を外部からの宣（奏宣の宣・權威的な宣）と造東大寺司内部の官司内の宣（宣Ⅱ判）に分類する。そして外部からの宣は必ず本司たる造東大寺官人が介在して写経所へ宣したことや、女官や尼の宣が口頭伝達を原則としたこと等貴重な事実を見出す一方、官司内の宣Ⅱ判は、主典による文書の読み上げ（読申公文）と口頭決裁、同席者の共署を特徴としたことを説明する。筆者はそこに共知理念の存在と官僚制の未成熟を見て取るが、その直接の理由として、日本が唐における三判制と案巻を継受しなかった点を指摘する。又、個人が発給する伝宣の文書の中に宣旨の起源を見出す。

第三章「申文刺文考」は文書主義の浸透と律令制の変質との関係論じた雄編。申文刺文というのは、決裁者が直接文書を見て判定を下す作法であるが、これを内容とする儀式が、八世紀後半から九世紀にかけて続々と成立し、律令制本来の「読申公文」方式的の政務に取って代わってゆく。著者は、複雑な太政官政務のシステム上の位置を一々確定しつつ、その転換の過程を追う。その結果が共知理念の破壊、単独決裁への移行、公式令の体系の破壊を推し進め、時代の転換をもたらしたと結論する。附論は左経記によって外記政、陣申文、官奏と続く一連の政務の詳細を示す。

第四章「上宣制の成立」は、前章の姉妹編である。上宣制が申文刺文制を前提とするものであり、その成立は同時に官奏や奉勅上宣官符の成立でもあることを論じる。上宣制は、筆頭公卿と次席公卿を宣者とする体制として、称徳朝頃に成立し、南所申文に

おいては承和三年、官奏においては寛平四年に日上制へ移行したとする。

第五章「外記請印考」は、平安朝外記政の一環としての請印儀の詳細な構造を分析し、その成立が八世紀後半に遡ることを明らかにし、九・十世紀にかけて「序申文なき外記政」「結請請印」等への変化を経て十一世紀中葉に消滅したことを説く。

### 第三部

第一章「律令官人制の再編過程」は、位階・禄制の両面から君恩・奉仕関係の変質を論じる。九世紀中葉における成選・上日制の放棄、年勞制の成立から説き起こし、十世紀中葉までを崩壊・再編期とし、禄制の崩壊と縮小再編、五位以上集団の解体、六位以下の君恩からの疎外等を説明する。その結果、天皇家と諸家の関係を基軸として、特定の官職及び恩寵が優遇の基準となる新しい体制が成立することを指摘する。附論では完全に揃った室町期の叙位関係文書の運用が紹介されている。

第二章「摂関政治の転成」は、摂関期を律令制の延長と捉える通説を批判し、初期権門政治と捉え直し、中世への出発点と評価する。著者は、摂関政治の体制の成立を十世紀後半に置くが、そのことを君臣関係の変質、太政官政治の崩壊、摂関の地位の確立、天皇の後見体制の成立によって特色づける。一方、権門は主従関係を含む上下の結合関係を形成し、権門と権門、権門と諸司の間の相互扶助関係を育て権門体制を形成したとする。

### 第三章、第四章（先述）。

(一)

次に本書の成果について述べておこう。

古代官僚制研究の主導的業績として、石母田正氏の『日本の古代国家』『日本古代国家論』（共に岩波書店）と早川庄八氏の『日本古代官僚制の研究』をあげるのは誰しも異論を持たないであろう。本書の意義の第一は、この両者を正面から批判し、君主制論、ないしは非貴族制論の立場に立って、文明化という視点を取り入れ、一方で権門体制論に接続しつつ、七世紀から十一世紀の官僚制論を論じ切ったところにある。貴族制論も権門体制論も長い論争史をもつ重大なテーマであるが、新しい地点に立った著者の問題提起が再なる議論の深化をもたらすであろうことは充分に予感される。

本書収載の諸論考には、その手法の上で際だった特徴がある。その第一は徹底的な日唐両令の比較研究である。第一部、第二部の論考の随所にこの視点は生かされている。とりわけ合議制についての議論や貴族制論批判等には重要な論点を提供している。又、「三判制の欠如」「共知理念」の発見は、今後日本の官司制を考える上できわめて重要な貢献をするものと言えよう。次に儀式研究も本書を特徴づけるものである。著者は平安時代の儀式書や古記録からその次第を詳細に復元し、その意味を読み解く。更に、その儀式がどこまで遡源しうるかを追究する。読者は、儀式の行われる空間及びそれを担う人々の動作の一端について実に鮮明なイメージを得ることができるが、これは著者が「上卿になつたぐらいの心構えで」分析されたことの証であろう。この方法によつ

て「申文刺文」論や「官人制変質」論、「開かれた内裏」論など、本書の基幹的論点を支える貴重な事実が検出されている。時代の転換要因を鋭く捉えたこれらの成果の画期性については、いかに強調してもしすぎることはない。また、その論証の過程で複雑な太政官政務の数々が構造的に位置づけられ、新旧の時間的關係も整理され、旧来の研究が一新された点も忘れてはなるまい。豊かな発想と厳密な論証のもとに構築された本書は、評者にとって学ぶべきことのみ多く、発言しうることは皆無に近いのであるが、以下節を改めて、敢えて二三の感想を述べてみたい。

### (三)

「律令官僚制の基本構造」は、律令官僚制の骨格を示す理論的整理であるが、ここでは、いくつか要望を記してみたい。まず著者は日常的な官人秩序が上日による機械的数量的關係によつて維持されたという特徴を指摘するが、官人の中枢部たる五位以上集団においては、天皇の専制的裁量権がそれを越えたところで強く働いたことも特記しておく必要があつたと思われる。又、階層差という点では外位制のことも重要であろう。更にかつて君臣關係の中心に位置したウジ・カバネ制の律令制下における影響なども位置づけてはしかなかった。内外階制の導入の問題一つをとつてみて、これは無視できない問題であつたように思う。

さて、「律令太政官制と合議制」においては日本の合議制が大夫制の伝統の上に、唐の二種の合議制を太政官議に限定して継受したものと定義される。唐制継受の観点を導入した意義は大きい。が、「大夫合議制の伝統」についての検討は充分でない。日唐間

の合議体制には、いくつかの相違点がある。さしあつて①唐の宰相議及び七品以上による尚書省都堂の議が、日本では太政官議に統合されたこと、②日本の論奏は諮問に答えるだけでなく発議も行ったこと、③論奏式と奏抄式の關係(論奏式は奏抄式を文字上では継受しているが、奏抄式での処理事項は全て奏事式で処理され、論奏式には一ランク上の事項を想定している)及び論奏式と発日勅式の關係、④日本における封駁の欠如といったところが注意されるが、これらの相違がいかんにして生じたかを整合的に理解するにはやはり大夫合議制と太政官制の成立過程の分析が必要であり、著者の議論もその検討を経て完結するのではないか。著者は、天皇と貴族の対立關係から政治史を論ずることを否定する。評者も日本の支配体制を君主制と捉えることは賛成である。しかし、天皇の専制化と太政官機能の間に一定の相關關係があることも事実であり、その検討が日本の君主制研究にとって無意味とは思えない。

「奈良時代の宣」は、八世紀の官司運営の実態を鋭くえぐつた論考であるが、そこで検討された「宣を伝達する文書」の中には階制制からはずれたものが示されている。著者は、階制制を破る秩序については大王制以来の遺制の存在を指摘する。しかし、「宣文」が宣旨に関連するものであるとすれば、古い遺制だけでなく、そこに新しく展開する非階制制的要素をも考える必要があるのでこよう。正倉院文書の中には非公公式様文書が、かなり多く存在する。そこに非階制制的要素を見出すのは容易である。それらが新しいものなのか古いものなのか、はた又、律令制の底部で古い様相を温存しつつ後世に継続するものなのかを明らかにすること

は、官司制の展開・変質を考える上でかなり重要な問題だと思ふ。又、著者は、個人の発給する伝宣文書を宣文と名付け、それを平安時代の宣旨の起源であると主張するが、早川庄八氏「宣旨試論」(岩波書店)による全面的な批判がある。早川氏が宣を記す書類を、宣旨と、奉書の二形態に分け、その系統的な展開を明らかにしたことの意義は大きい。しかし、平安時代における「宣旨」「宣旨書」という語の用法はかなり多様である。それらの中には、「奉書」を含む場合もある。新しい段階を踏まえた宣旨の本質論の提示を期待したい。

次に「上宣制の成立」において、著者は寛平四年四月二十六日宣旨によって官奏に日上制が導入されたと説くが、この点は納得できない。土田直鎮氏の官符上卿に関する整理(『奈良平安時代史論集』第二部 吉川弘文館)によれば、仁和年間には最末ないしは、そのすぐ上の中納言源能有や藤原山陰が一度ならず奉勅上宣の上卿となっている。奉勅上宣が官奏のあり方を反映するとすれば、この頃にはすでに官奏の日上制は成立していると思われる。(この傾向は陽成朝の中納言藤原冬緒の例などにも遡るが、それは藤原基経の摂政期に当たっており、官奏の形態が異なるから留保しておこう。『西宮記』「官奏」によると摂政の時の官奏は弁官が行い、官符には外記政で申文の処理をした上卿の宣を引用すると記されている。)したがって官奏の日上制も法的には外記政と同じく、承和三年に起源を持つとする方が無難である。寛平四年宣旨の「中納言以上当日官奏之後船史書出奏報覽大臣々々、又申大弁云々」という記事は、「中納言以上当日は官奏の後、史に触れて奏報を書出し、大臣に覽ぜよ、又大弁に申せ」と読める。それは日上

制の成立と読む必要はなく、基経亡き後の大臣の役割を明確化したもので、奏報制度の整備を意味したものと思われる。日上制成立を物語る承和三年の宣旨は、刻限に参候した中納言以上の最上席者を外記政の上卿とするものであった。しかし、それに先立つ弘仁式にはすでに、大臣不在の時には中納言以上が聴政すべきことが定められている。又、そこには「事重ければ臨時に奏裁せよ」とあって、中納言以上の官奏候侍はすでに認められていた筈である。以上のように考えるときすぐに問題となるのは、承和から貞観に至る間の奉勅上宣の上卿のほとんどが実質上の首席ないし次席の公卿で占められているという点である。この間の中納言で姿を現すのは、藤原良房と基経を除けばきわめて少ない。評者は承和三年の宣旨は前年に中納言となった藤原良房に聴政と官奏候侍をさせることを目的としたものと考え、こうすれば右のことも納得がゆく。以上、日上制の成立を承和三年としたのであるが、それはあくまで法的淵源を求むればということである。この段階で事務に長じた中納言以上が適宜上卿を務めるといった意味での日上制は成立していなかったと思う。先に少し述べたが、摂政時の奉勅官符上卿が外記政の上卿のあり方を反映するとすれば、その上卿の範囲が広がるのは基経摂政期以降である。それまでは外記政・官奏を問わず上卿は、首席・次席公卿又は格別の寵臣に独占されていたと思われる。後の日上制に近い形が成立するためには、基経の権力の確立を待つ必要があったのである。さて、著者は寛平九年七月に菅原道真と藤原時平が内覧に任命されたという「公卿補任」の記事を、彼等が自ら官奏を行ったという理由で否定するが、一上内覧であった藤原道長が官奏を行った例(「権

記」長徳三・十・一、同四・十二・一六条等）があるからこれは無理であろう。

「摂関政治の転成」において著者は十世紀以降のいわゆる摂関政治期を初期権門政治の時期とし、中世への出発点と把握する。権門体制論の主唱者黒田俊雄氏が、院政期をその成立期とするのに対して、著者はそれを十世紀に引き上げるのである。しかし、黒田氏が院政期と摂関期の間に一線を画したのは、権門体制を荘園制と不可分のものと捉えていたためではなからうか。したがってそれを政治形態に限定して引き上げることには疑問を感じざるを得ない。著者のこのような把握の背後には、調庸制の崩壊と太政官政務の崩壊、即ち、公卿聴政・官奏・定が十世紀後半に崩壊するという認識があるものと思われる。しかし、大津透氏が主張するごとく、この時期には調庸制の一定の立て直しが行われる一方、受領功課定や受領統制関係の政務もまだ健在である。（「摂関期の陣定」『山梨大学研究報告』四六、「摂関期の国家構造」『古代文化』第四八巻二号）貴族層の経済基盤も封戸や位祿等、律令制の外枠を保持している。摂関・院等の権力者がその家政職員を弁・外記・史・檢非違使等の実務官職に進出させ、これが官司の世襲的請負化に影響を与えたことは事実であるが、それが顕在化するのには十一世紀後半からのことである。又、君臣関係においても年勞制・昇殿制等、律令と異質な要素が成立し、昇進コースの固定化も起ってくるが、それが家格の固定という形に展開するのは、やはり十一世紀後半から十二世紀である。

本論考の大きい問題は、この時期の太政官政務以外の官司制論が欠けていることではなからうか。評者は、官司制の変質を九世

紀から十二世紀にかけて進行する官職の請負化の中に見出しうると考える。摂関期には、先駆的に「職」化した天皇・摂関のもとに官旨職的に変化した藏人方・官方（受領制をも含む）の諸官司が組織されたと理解している。それは、佐藤進一氏の指摘する如く、十一世紀後半から十二世紀にかけて、荘園公領制と呼応しつつ、官司請負制・職の体制へと展開するものと思われる。中世への転換は、やはりこの時期にあると思われる。又、その動きは必ずしも権門体制に帰結しない。以上、十世紀後半における権門政治成立説には大きい疑問がある。

最後に、「開かれた内裏」論を柱とする後宮論は、天皇を取り巻く公・私を環境を文明化の視点から分析した優れた研究であるが、それは著者の王権論と呼応しつつ構想されているように思う。評者としては、その王権論をぜひとも正面から展開していただきたいと思う。氏の官僚制論を理解するのにそれが大いに寄与すると思うからである。なお、小事であるが東宮時代の三条天皇の乳母源三位（典侍）や右衛門乳母（典侍）が東宮専属の典侍で、内的女房ではなかったとする点は、彼女達が一条天皇のもとで請奏宣伝を行った史料（「権記」長保三・壬・十一・十五、長保元・七・七条等）があるから訂正する必要がある。

本書の構成を全体的に見た時、その考察は太政官をはじめとする権力の中核部に集中している。官僚制全体を見渡す意味では、地方を含めた官司・官人について検討することも今後の課題である。又、時代的にも律令成立期や十世紀以降については問題提起に止まった部分も多く、本格的な検討が待たれる。第一部第一章で触れられた、石母田氏の国家論への批判の全面的展開もぜひ

実現してほしい。

以上、蕪雑な感想を述べたが、本書の豊かな内容を消化できたかどうか、はなはだ心許ない。また誤解もあるかと思う。非力ゆえの失礼をお詫びすると共に勉強の機会を与えていただいたこと

に、感謝して筆を擱く。

(A5判 五〇〇頁 索引一五頁 一九九八年二月)

瑞書房 九五〇〇円)

(愛知大学教授